

医療法人星陵会  
仙台すこやかクリニック

## 指定通所リハビリテーション及び 指定介護予防通所リハビリテーション運営規定

### (事業の目的)

第1条 医療法人星陵会が開設する仙台すこやかクリニック（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、主治医にその必要性を認められた要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 仙台すこやかクリニック
- 二 所在地 宮城県仙台市青葉区八幡2丁目4-13

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の職員を指導監督し、通所介護事業に係わる業務管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名  
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2名以上  
管理栄養士 1名  
介護、看護職員 4名以上

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

### (利用定員)

第6条 利用者の定員は56名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（リハビリテーション）
- 三 健康チェック
- 四 入浴サービス
- 五 食事サービス
- 六 送迎

(利用料等)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用。
- 二 食費
- 三 おむつ代
- 四 日常生活費
- 五 クラブ活動材料費

3 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 上記利用料に関する具体的な額は、別途「利用料金表」を提示する。この金額は、物価の上昇、法改正等により新たな金額の設定や変更の場合がある。ただし、その場合は利用者に説明をするものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、仙台市青葉区。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業者の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合等には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。

2 利用者は、機能訓練を行う場合、理学療法士や作業療法士等の指示により行うものとする。

3 利用者は事業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。

4 事業者は利用者の心身状況などにより、特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族により、施設、設備の利用方法を決定するものとする。

(緊急時の対応方法)

第11条 事業者は、サービスを実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年1回は避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 繼続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人星陵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

事業所は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

平成17年10月1日 改定  
平成18年9月1日 改定  
平成19年5月1日 人員数改定  
平成20年5月1日 人員数改定  
平成21年5月1日 人員数改定  
平成21年10月1日 改定  
平成22年4月1日 改定

平成 22 年 7 月 1 日 改定  
平成 23 年 9 月 19 日 改定  
平成 24 年 9 月 15 日 改定  
平成 26 年 4 月 1 日 改定  
平成 28 年 5 月 1 日 改定  
令和 元年 5 月 1 日 人員数改定  
令和 6 年 3 月 20 日 改定  
令和 6 年 6 月 1 日 改定  
令和 6 年 10 月 1 日 改定

## 料 金 表

		金 額
1	送迎費（区域を越えた場合 1 kmあたり） 内税	3 0 0 円
2	食費	7 8 0 円
3	食費キャンセル料金	7 8 0 円
4	おむつ代（尿とりパット） 1 枚	5 0 円
5	おむつ代（はくパンツ） 1 枚	1 5 0 円
6	おむつ代（はくパンツ長時間） 1 枚	2 0 0 円
7	クラブ活動材料費	実費
8	飲み物代	5 0 円